

< 巻 頭 言 >

池 田 耕 一

我国におけるホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質による住宅等の一般環境室内における空気汚染問題は、「シックハウス問題」と呼ばれ、きわめて大きな社会的関心を呼び、1997年の6月には、当時の厚生省から異例とも言える早さで住宅室内におけるガイドライン値がホルムアルデヒドについて設定された¹⁾。また、2000年6月にはトルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンのガイドライン値も設定され、9月には、エチルベンゼン、スチレン、クロルピリホス、ブタル酸ジ-n-ブチルについてもガイドライン値が設定されて、さらに「暫定値」とはしながらもTVOC（総揮発性有機化合物）の指針も示された。さらに2001年7月には、厚生労働省よりテトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、ノナールのガイドライン値が、10月には、アセトアルデヒドとフェノルブカルブのガイドラインも示されている。厚生労働省は、今後半年に4、5物質の割合で最終的には40～50物質程度のガイドライン値を設定する予定である。このような状況を受けて、日本の建設会社、住宅メーカー、建材・仕上げ材のメーカー、空調機メーカーなどの建設関連の業界も、この問題が社会的に知られ始めた1995～6年頃に比べると、驚くほど前向きな姿勢で取り組みを開始しており、建築物の衛生にかかわる公衆衛生の仕事をしている者としては、一応安堵していると言うのが、正直なところである。

しかしながら、この問題に対する具体的な対策となるとまだ、各方面で試行錯誤的な研究がなされている段階である。そのような状況で、今回の特集が組まれたが、この問題に対する各方面での最新の取り組みに関する情報が読者に届けられることを心より望んでいる次第である。

1) 厚生省、健康で快適な住宅に関する検討会議：

「健康住宅関連基準策定部会化学物質小委員会報告書」 1997